

福岡県公報

平成二十五年十二月十日
第三千五百五十五号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年十二月十日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十年福岡県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十五号を次のように改める。

十五 義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育

する職員が、当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾

病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うこ

とをいう。)又は当該子が在籍する学校等が実施する行事で人事委員会が定めるも

のへの参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において

次のイ及びロに掲げる区分に応じ当該イ及びロに定める日数を合計して得られた日

数(当該合計して得られた日数が十日を超える場合にあつては、十日)の範囲内の

期間

イ 中学校就学の始期に達するまでの子 五日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日)
ロ イに掲げる子以外の子 三日(その養育するイに掲げる子以外の子が二人以上の場合にあつては、六日)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)